

日本共産党 村岡正嗣県議 一般質問(2018年3月1日)

1、知事の政治姿勢に関わって

(1)原発再稼働は許されない。全ての原発を直ちに停止し、廃炉のプロセスへ

まもなく東日本大震災・福島第1原発事故から7年を迎えます。福島では被災者の慰霊法要も始まっています。

あらためて、犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

同時に今なお、福島県民6万5千人が全国各地に避難を強いられ、帰りたくとも帰れぬ現実に胸が痛みます。本県においても、未だに3,300人を超える福島県民が埼玉におられます。双葉町から加須市に避難している方は「先のことを考えると頭が痛い」「これから廃炉作業が始まって完了するまで放射能が飛び散ると思うと、まだ帰れないと思っている。」と語っています。

私は昨年秋、いわき市から浪江町まで国道6号線を車で走りましたが、大熊町や双葉町などでは、どの家々の門も金属柵で厳重に封鎖されていて、許可なしには入れません。白い防護服に身を包んだ警備員も見かけました。関係者の皆さんによる、復興への懸命な努力が続けられてはいますが、原発事故の収束していない現実を目の当たりにした思いです。

さて、昨年、埼玉新聞には、放射線量8,000ベクレルを超える指定廃棄物の記事が掲載されました。栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都で、約2万2千900トンもの指定廃棄物が積まれたままとの報道です。本県では水循環センターに4,570ベクレルを最高とする放射性物質に汚染された焼却灰が20トン、浄水施設には、3,400ベクレルを最高とする発生土が5万トン以上も保管されております。

一方、本県から直線距離で、約100*に過ぎない茨城県東海第二原発では、再稼働の動きが始まっています。再稼働には避難計画の策定が求められ、東海原発の場合、埼玉など5県で56万人の避難者を受け入れる計画となります。内閣府を通じて本県にも受け入れの要請がきています。しかし原発事故の場合、風向きによっては本県自体も被災地となります。

質問ですが、そうなれば、他県の受け入れは困難となり、56万人の避難計画に本県が対応すること自体に矛盾と疑問が起こるのは必然と考えます。そこで、危機管理防災部長の見解を求めます。

こうした時、先の12月定例県議会では、「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」が自民・県民など、多数で採択され

ました。

その後、1月10日には、福島、新潟、茨城はじめ県内外から100人余りが、議長に抗議文書を提出しました。福島の方は「福島へ来て直接被災者の声を聞くべきだ」と言い、新潟の方は、「立地県でもない埼玉が何様のつもりか」と怒りの訴えでした。その後も議会には、抗議と意見が全国から多数寄せられていると聞き、同じ埼玉県議会人として大変遺憾に思います。

ところで、この意見書採択について、知事は、今年の1月の定例記者会見で、「限られた安全なところを稼働させながらゼロに持っていくやり方が望ましい」との見解を述べています。あの福島第1原発も、常に安全だと説明されていたはずです。

知事の「限られた安全なところを再稼働させる」とは、どの原発をさすのでしょうか？ご答弁ください。

昨年12月13日、広島高裁は、伊方（いかた）原発について、原子力規制委員会が、新基準に基づき適合としたことを不合理だとして、運転差し止めを命じる決定を出しました。規制委員会が認めたとしても安全とは言えません。以前、知事は「最終的に安全に処分できない放射性廃棄物を穴に埋め、『後世の人をお願いします』というのは無責任な話だ」と発言されています。まさにその通りだと思います。

そこで知事、原発はただちに停止し、再稼働はすべきではないと表明することこそ、730万県民への責任と考えますが、答弁を求めます。

【知事】

村岡正嗣議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「知事の政治姿勢に関わって」のお尋ねのうち、「原発再稼働は許されない。全ての原発を直ちに停止し、廃炉のプロセスへ」の限られた安全なところを再稼働させるとはどの原発をさすのかについてでございます。

私は原子力発電は総合的な観点から、最終的にゼロにすべきではないかと考えております。電力供給に関していえば、新しい技術を含め、再生可能なエネルギーなど最大限に活用すること、そうしたことを通じて供給量を確保していくことを目指す必要があると思います。もとより節電努力も相当強力に努力しなければならないと思います。したがって、原発の再稼働はできるだけ慎重に行うべきだというふうに考えております。

しかし、「原発再稼働の停止」はイコール「安全」という訳ではありません。

原発を稼働しなくても、施設内で保管されている核燃料や使用済核燃料は冷却をし続けなければなりません。テロも含め徹底した安全対策も求められています。

また、原発を廃止するためには廃炉が不可欠です。その廃炉を進めるにしても30年から40年という長い時間がかかると言われてしています。この長期間にわたる管理や廃炉作業を安全・着実に進めていくためには、原子力技術をしっかりと継承し、それを担う技術者を確保していく必要があります。

さらに、核のごみといわれる放射性廃棄物の安定的な処分をいかに進めるかという大きな課題も残っております。このため、基準に適合し、あらゆる事態を想定した二重、三重の安全対策を施して、地元の十分な理解が得られた最も安全性の高い原発を稼働させつつ、技術の維持を図ることが必要と思います。

その上で、しっかりとした廃炉へのプロセスを含め、原発依存から脱却していく方法を世界中の専門家の英知も結集して深く研究し、国を挙げて議論すべきであると考えております。このような意味で、限られた安全なところでの再稼働はやむを得ないものと考え、発言しております。どこか特定な所を想定したものではございません。

次に、原発は直ちに停止し、再稼働はすべきでないと表明することについてでございます。原発の再稼働についての私の考え方は、今申し上げたばかりでございます。繰り返しになりますので、御理解を賜りたいと思います。

【村岡県議再質問要旨】

答弁がわかりにくかったため、なぜ、表明できないのか分かりやすく再度答弁を求める。

【知事】

村岡正嗣議員の再質問にお答えします。

極めて分かりやすかったと思いますが、要するに、原発を停止しても危険性は残っている訳です、これは御理解いただけますよね。

そして、廃炉をするにしても、技術者を残して、技術を残していかなければなりません。この技術者はどこにいるんですか。当然、原発を維持管理しているところにいるのです。

したがって、やむを得ざる選択として、日本中の、世界中の英知を集めて、最も二重三重にブロックして、一番安全と思われるところだけでも稼働させて技術者を維持して、そして廃炉をしていくという、その作業が必要だということを申し上げました。

ご理解いただきたいと思います。

(2) 生活保護受給は正当な権利、憲法25条に基づき貧困打開を

安倍政権は生活保護について、最大5%の生活扶助基準の引下げ方針を決めました。ある70才代の生活保護受給者の女性は、栄養失調の診断をされましたが、節約のため、スーパーで捨てられたキャベツの外側の葉をもらってきては、食べるという生活だったそうです。憲法25条のいう「健康で文化的な最低限度の生活」には程遠いものです。

そこで伺いますが、知事は受給者の生活実態をどのように認識していますか、67%の世帯が引下げの対象となり、平均で1.8%の削減となる引下げ方針について、私は撤回すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

引き下げの理由について、政府は、一般低所得者の所得を扶助が上回る事例があることを挙げております。しかし、問題は本来受給資格があるのに、受給していない一般低所得者が多いことにあります。県民の中には、「年金があるから受給できない」「家を持っているから受給できない」など、さまざまな誤解もあります。そこで福祉部長に伺います。

第1に、県としても、ポスターなどで制度の周知徹底をすべきと考えますがどうか。

第2に、家族の同意や収入や資産状況書類がなくとも申請は受理すべきです。まずは申請を受理し、その後、調査を進めるという姿勢を徹底していただきたいが、どうか。

そもそも申請は極力簡易にすべきです。「息子さんの意志を確認してから来てください」「資産や収入状況の分かるものを持ってきてください」などと言って、窓口で申請を受け付けないと言う、所謂、水際作戦は許されません。

第3は、移管についてです。居住元の福祉事務所が認めたにもかかわらず、生活保護受給者の引っ越しである「移管」を受け入れない福祉事務所があります。東京都の場合、運用事例集の中に「移管を受けないと言うようなことがあってはならない」と明記し研修を行っています。

そこで、本県のマニュアルにも明記し、福祉事務所の受け入れ拒否に対して指導していただきたいが、どうか。

第4に、生活保護行政の推進体制の充実についてです。法に基づき、ケースワーカー1人につき80世帯の担当受給者とすべきですが、現状とその改善策について、また、ケースワーカーを指導監督し、相談に乗る査察指導員は、ワーカー7人に1人配置すべきと考えますが、現状とその改善策について、

以上、4点、合わせて答弁を求めます。

【知事】

次に、「生活保護受給は正当な権利。憲法 25 条に基づき、貧困打開を」の生活保護受給者の生活実態をどのように認識しているかについてでございます。

憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しております。最低限度の生活を保障するのが生活保護制度でございます。保護の基準については、国の社会保障審議会生活保護基準部会で 5 年に 1 度、検証が行われております。

この基準について、十分ではないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、計画的な暮らしをすることにより健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようになっているものと認識はしております。

次に、政府の生活扶助基準の引下げ方針を撤回すべきについてでございます。

今回の見直しでは、塾代などの費用を対象とした児童養育加算が高校生まで拡大されています。さらに、大学などへの進学を支援するための一時金を支給する制度も新たに創設されています。このように子供がいる世帯に極めて配慮したものとなっています。その上で、一般低所得世帯と比較して高いところを引き下げ、低いところを引き上げるもので、引下げ自体を目的にしたものではないと理解しております。

一方で、平成 28 年の勤労者世帯の可処分所得がピークであった平成 9 年と比べ約 15 パーセント縮小しています。一般低所得世帯との均衡を考慮する現行の検証方法では、世帯の消費水準が低下するとそれに合わせて、結果として、生活扶助基準も低下することになります。

基準部会でも最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で新たな検証方法を開発すべきだと、そうした意見もあったと聞いております。

したがって今後、こうした議論になった課題についてもしっかりと検討されるべきではないかと私も思います。

【福祉部長】

御質問 1 「知事の政治姿勢に関わって」の（2）「生活保護受給は正当な権利。憲法 25 条に基づき、貧困打開を」について、お答えを申し上げます。

まず、生活保護制度の周知徹底についてでございます。

生活保護制度については、県のホームページを活用して周知を行っております。その中で、議員お話の年金収入や住宅などの資産がある場合の取扱いも説明しています。また、相談時に配布する生活保護のしおりにも同様の内容が記載されております。

次に、生活保護の申請についてでございます。

生活保護の申請意思が確認された場合には、速やかに保護申請書を交付し添付書類などがそろわなくても申請書を受理するよう研修や監査の場などで指導しております。

次に、移管の受け入れの指導についてでございます。

本県の生活保護マニュアルでは、被保護者が継続して生活保護が受けられるよう転入・転出した場合の留意事項を記載し指導しております。今後、転入先での対応がより適切に行われるようマニュアルの改正を検討してまいります。

最後に、福祉事務所のケースワーカー及び査察指導員の配置についてでございます。

平成29年4月1日現在、県の指導監督対象のうちケースワーカーは18市、査察指導員は7市が標準数を満たしておりません。今後も不足している市に対しましては、監査での指導のほか職員が市を訪問し福祉部局だけでなく人事担当部局にも適正配置を要請してまいります。

2、重度心身障害者医療費助成への所得制限は撤回を

重度障害者の医療費負担分を補助する重度心身障害者医療費助成制度について伺います。所得にかかわらず、全ての重度障害者を支援する本県のような制度は6県にしかなく、全国に誇るべきものです。

しかし、知事は来年度予算の中で所得制限を導入し、年間所得約360万円以上の方、重い腎臓病を患いながらも、週3回、4時間かけて夜間透析などを受けながら懸命に働いておられる方など、推計2,800人程度を締め出そうとしています。

2015年には65歳以上で、新たに重度障害者となった方たちをこの制度から、締め出したばかりです。今回の所得制限導入で削減される県予算は、最終的に約1億円強と聞きました。県は障害者の医療費助成制度は、本来国が実施すべきものと説明しています。

しかし、国が実施しないなら県が自治体として本来の役割を果たす。それは当然ではありませんか。先日、所得制限の導入を知った腎臓病患者の方から、「埼玉県には福祉の最後の砦となって頑張っていて欲しい」「私たちはお金がかかるからと言って、透析をやめるわけにはいきません。命がかかっているのです。」と、訴えられました。知事には、こうした重度障害の方々への悲痛な声が届いていないのでしょうか？

県はこの所得制限導入方針について、予算発表前に対象団体に説明をしていません。発表後に障害者団体には説明したようですが、重大な影響を受ける心臓病や腎臓病、HIV、血友病などの患者団体になぜ説明をしなかったのですか、お答え下さい。

私は、今回のやり方には瑕疵があると考えます。まず、所得制限は撤回していただきたい。その上で、関係する患者団体に説明し、ご意見・ご要望を、丁寧に聞いていただきたい。知事の答弁を求めます。

【知事】

「重度心身障害者医療費助成の所得制限は撤回を」についてのお尋ねのうち、重大な影響を受ける心臓病や腎臓病、H I V、血友病などの患者団体になぜ説明をしなかったのかでございします。

障害を持った方々が必要な医療をいつでも受けられ、社会で生き生きと生活ができることは極めて重要でございします。議員お話しの重度心身障害者医療費助成制度は、障害により医療機関にかかる機会の多い重度心身障害者の方やその御家族の経済負担を軽減するための制度でございします。具体的には重度心身障害者の方の医療費の自己負担部分について、その全額を市町村が負担した場合原則としてその2分の1を県が助成するものでございします。

今回の見直しは他の福祉医療制度との負担の公平性を図る観点から所得制限を導入し、一定以上の所得のある方を対象から外させていただいたものでございします。導入を予定している所得制限に該当するのは本人に扶養家族がいない場合、所得額では360万4千円以上、収入額では518万以上の方でございします。所得の算出では本人の所得のみを対象にしております、そして御家族の所得は対象にしておりません。全国では既に41の都道府県で所得制限を導入しておりますが、本人の所得のみを対象としているのは6府県のみでございします。

対象外となるのは障害者本人が仕事をされている場合や家賃などの不動産収入がある場合で一定以上の収入を得ている方に限っております。該当の方は全受給対象者の2パーセント程度と想定しているところでございします。

重度心身障害者の関係団体には、予算案を発表した翌々日の2月15日に特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会の皆様に対して見直しの内容を説明しております。この協議会には心臓病、腎臓病、血友病などの関係団体も加盟されておりますが、当日都合がつかずに出席できなかった団体もございました。制度の見直しにより最も影響がある方々ですので、これらの患者団体の皆様には今後とも要望を伺い必要があればしっかり説明をさせていただきます。

次に、所得制限導入を撤回した上で関係する患者団体に説明し、意見・要望を丁寧に聞

いていただきたいについてでございます。

議員お話しのとおり慢性疾患の方にとって医療は生きていくための手段であると考えます。医療費の自己負担額が大きい慢性疾患や障害者の方に対しては公的医療保険や国、自治体が助成する制度がございます。例えば、糖尿病性腎症により人工透析を受けている方はおおむね月額40万円の医療費がかかりますが、公的医療保険により本人負担額は所得に応じて月1万円ないし2万円になっております。これまでの重度心身障害者医療費助成制度はこの1万円ないし2万円の自己負担額を所得制限を設けることなく助成し無料にしてきたものでございます。

このたびの見直しは、公平性を図る観点から負担能力のある方には相応の負担をお願いをする趣旨でございます。こうした制度を維持するためには是非とも御理解をいただきたいと思っております。関係する患者団体の皆様には、先ほども申し上げたとおり今後とも丁寧に説明し御意見、御要望に耳をしっかりと傾けながら事業を進めていくように心掛けさせていただきます。

3、視覚障害者の求める音響信号機などの設置を急ぐこと

障害者差別解消法施行から約2年、冬季パラリンピックも目前です。多くの障害者のみなさんの社会参加が進んでいます。しかし、まだ様々な障壁が存在しているのも現実です。先日、私は川口市の視覚障害者団体の方から、本町3丁目交差点はじめ市内5か所での音響信号機や点字ブロック設置など、改善のご要望を伺いました。「音響信号機を付けて欲しい、横断歩道にエスコートゾーンがないと方向を失い車道に入ってしまう。本当に怖い」との訴えです。他の視覚障害者団体からも、「歩車道の段差解消が進められ、視覚障害者には危険が増えた。横断歩道の存在を知らせる点字ブロックやエスコートゾーン、音響信号機は、自分たちにとっては命のかかった問題です」との声です。

しかし、県内でのエスコートゾーン設置は71本。音響信号機は信号機10,320基中、976基、1割弱、全県で毎年10基程度の新設というテンポで、要望に追いついておりません。

そこで質問です。歩道には点字ブロックが敷設されているのに、交差点には音響信号機もなく、エスコートゾーンもないという地域が県内には多数あります。これらの設備の早急な設置を図っていただきたい。

次に、この事業の推進にあたって、当事者の要望をよく聞くことについてです。県警本部も毎年視覚障害者団体からヒアリングを行ってはいますが、現場立会を含めより丁寧に

要望を聞いていただきたい。また、ヒアリングでは市町村レベルの障害者団体まで、その対象を広げていただきたいが、どうか。

冒頭申し上げた川口市の視覚障害者の方の要望も切実です。早急に改善を図っていただきたい。以上、県警本部長の答弁を求めます。

【警察本部長】

御質問3「視覚障害者の求める音響信号機などの設置を急ぐこと」についてお答え致します。

音響式信号機やエスコートゾーンの設置につきましては、視覚障害の方からの要望等に基づき、駅周辺や障害者施設付近等で視覚障害の方の利用頻度が多いなど必要性が高く、歩道にも点字ブロックが設置されている箇所から優先的に設置を進めているところであり、今後とも、道路管理者との連携を図りつつ、視覚障害の方の安全性を確保する観点から、必要性の高い安全施設の早期の整備に努めてまいります。

次に、丁寧な要望の聴取についてですが、当事者から要望の内容をよくお聞きすることは重要と考えております。窓口となる警察署はもちろん、警察本部においても、当事者から求めがあった場合の現場立会いを含め、丁寧な対応に努めてまいります。また、市町村レベルの団体からのヒアリングにつきましては、警察署が直接要望を受ける以外に、市町村においてそのような場があれば、参加するよう指導してまいります。

次に、川口市の視覚障害者団体からの御要望につきましては、調査、検討を行い、そのうち、まず駅への経路となる本町3丁目交差点において音響式信号機を整備することとし、これについては、間もなく運用を開始するところとなっております。県警察といたしましては、引き続き、障害者の方の社会参加に向けて、これら施設の整備に努めてまいります。

4、住宅地上空を飛ぶ危険な羽田空港増便計画について

東京オリンピック・パラリンピック開催も近づく中、国は外国人観光客の誘致を拡大するため、2020年を目途に羽田空港での国際線を増便するとしています。その為、羽田空港上空が超過密で今の飛行ルートでの増便は困難なことから、埼玉県そして都心上空の低空飛行を解禁して発着回数を増やす計画です。

国土交通省は増便ルートとなる自治体において、住民説明会を開催していますが、落下物の危険、騒音問題、機体のトラブルなど、住民の不安は全く解消されておりません。住民からは大型機を使用した試験飛行、所謂、「トライアル飛行」を実施せよとの声です。

そこで県として、国に「トライアル飛行」を求めていると思いますが、企画財政部長の答弁を求めます。

飛行機には300万点以上の部品が使われ、航空機の専門家からは、トラブルは必ず起こるものとの指摘です。現に、最高の整備が施されているはずの政府専用機ですら部品の落下事故を起こしています。ところで、一番重大事故の起きるリスクの高いのが、「魔の11分」と言われる、離陸後3分、着陸前8分で、エンジントラブルや火災、墜落など重大事故が集中します。だからこそ、飛行ルートはリスクの高い住宅地を避け、「海から入り、海に出る」が原則なのです。

以前、羽田空港がもっと市街地よりにあったとき、騒音や墜落の危険に住民の反対運動が起こり、1973年、大田区議会が「安全と快適な生活を確保できない限り空港は撤去する」との決議をあげ、国は羽田空港を沖合へと移転させたという歴史を忘れてはなりません。しかも当時と比べ、今や首都圏の住宅密度は桁違いであり、部品の落下でも重大事故となります。

知事、新たな飛行ルートは、さいたま市をはじめ川口市、蕨市、戸田市、などの住宅密集地の上であり、県民の命と安全が脅かされる重大問題です。危険な住宅地上空の飛行は絶対に認めてはなりません。国際線増便については、成田と都心を結ぶ交通網整備で対応すべきです。国に対して強く申し入れていただきたいが、お答え下さい。

【企画本部長】

御質問4「住宅地上空を飛ぶ危険な羽田空港増便計画について」のうち、国に大型機を使用した試験飛行を求めることについてお答えを申し上げます。

国からは羽田空港の機能強化に関する住民説明会において「体験しないと影響がわからない」、「実際の音を聞いてみたいので試験飛行をしてほしい」といった意見があったと伺っております。

このため、国は説明会会場や羽田空港にヘッドホンを用いた飛行映像コーナーを設置し、分かりやすい形で飛行機の音や見え方を体験できる工夫をしております。国は大型機を含む試験飛行については「新しい経路での安全飛行のために航空保安施設の整備や管制官の訓練が必要なこと」、「現在の運用を一定時間停止する必要があること」といった課題があるとしており、現時点では実施することが難しいとしております。

県としては、住民への丁寧な説明と理解の促進が必要と考えておりますので、今回の議員の御指摘の内容について国に伝えてまいります。

【知事】

「住宅地上空を飛ぶ危険な羽田空港増便計画について」のお尋ねでございます。

羽田空港の機能強化については平成26年から国が主体となって具体化に向けた検討が進められています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを契機として、首都圏の国際競争力の強化を実現するためには羽田空港の機能強化が必要であると、このように私は考えております。

一方で、機能強化を実現するため県内の上空に飛行ルート案が示されたことから、国に対し騒音軽減などの環境対策、落下物防止などの安全対策と住民への丁寧な説明を求めてまいりました。国は平成28年7月にそれまでの関係自治体からの要望や住民意見などを踏まえ、「環境影響等に配慮した方策」を策定いたしました。この方策では、羽田空港への着陸時の高度を引き上げることで騒音の影響に配慮する工夫やより静かな航空機の導入を促進するなど環境対策が示されています。

また、航空機から、落下物を防ぐため国が航空機をチェックする新たな仕組みの構築などの安全対策が示され、国においてその取組が進められております。国主催の住民説明会についてはこれまで平成27年度に4回、平成29年度に4回、県内で実施されています。

県とすれば、県民の安心・安全を確保するため、国による環境対策や安全対策の着実な実施と住民への丁寧な説明がされるように国に対して引き続き求めてまいります。

5、都市農業の振興と地域との共生について

都市農地は宅地並み課税により、一般農地に比べ数十倍もの高額な固定資産税や相続税が課せられ、営農の危機に拍車をかけています。こうした中、「都市に農地・農業が必要だ」との運動が起こり、2015年に都市農業振興基本法が成立し、国は都市農業・農地について、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置づけを180度転換しました。

しかし、農業者の高齢化に加え、農地売却や離農等が止まらないのが現実です。一方、都市農業の多面的な価値にひかれ、営農にチャレンジする若者の増加や、地産地消による地域循環型のまちづくりが期待されています。

以前、川口市内の造園農家を訪ねた時、30年以上も手を入れてきたというりっぱな植木畑を見せていただきました。翌年伺ったらその畑は建売の住宅団地に変わっていました。相続税の支払いのために農地が売られ次々と住宅団地化しています。

そこで、都市農業の振興と地域との共生を求め、質問いたします。

①農業生産用の施設用地や屋敷林についても相続税の軽減措置を行うこと。都市農地や市民農園、体験農園、福祉農園、学校農園にも、相続税納税猶予を適用することについて。

②市民農園や直売所、農地内及び周辺に設置された、トイレ・休憩所・駐車場、ハウスの作業用通路など、農業用施設については農地並課税とすることについて。

以上2点、県はどのような対策を講じてきたのか、今後、国へ強力に働きかけていただきたいが、農林部長の答弁を求めます。

次に生産緑地についてです。市街化区域内にある農地について、重税が軽減される「生産緑地」は、2022年には、その8割が指定から30年が経過します。農家の間には、税制上の優遇が継続されるか不透明なことから不安が広がっていましたが、昨年、国において、面積要件の下限の300㎡への引下げや「特定生産緑地」の創設が行われました。今国会には、優遇継続のための税制関連法案が提出されています。また、「都市計画運用指針」も見直され、「生産緑地」の再指定や、追加指定を奨励した点は大事と考えるものです。

そこで、環境部長に伺います。今後は関係市において、指針の積極的運用が求められます。県として、情報提供と適切な指導援助を行っていただきたいが、答弁を求めます。

続いて、農業体験型農園についてです。一般的な区画貸しの市民農園に比べ、近年、農業体験型農園は、農家や指導者がつき栽培指導を通じて、利用者・消費者の満足度を高めることから、都市農業の活路として大変注目されています。

そこで、農業体験型農園について、都市農家への情報提供及び運営支援に、県として積極的に取り組んでいただきたい。農林部長の答弁を求めます。

続いて、教育長に伺います。埼玉県食育推進計画には、生徒らが農作業に触れる「埼玉県みどりの学校ファーム」も位置付けられていますが、教育現場での農業体験についての取組実績と今後の推進策について、また、学校給食における地場産物の使用目標では、2018年度が30%以上達成の期限ですが、地場産物の活用実績と今後の推進策について、合わせてお答え下さい。

【農林部長】

御質問5「都市農業の振興と地域との共生について」お答えを申し上げます。

まず、農業生産用の施設用地などの相続税の軽減措置、市民農園などの相続税納税猶予について及び農業用施設の農地並課税について、県が講じてきた対策と、国へ働きかけることについてでございます。県では、国に対し、生産緑地をJAなどの市民農園の開設者に貸付けても、相続税納税猶予を継続できるよう要望してまいりました。

こうした中、国では、このような制度の創設を現在検討しております。

一方、議員御指摘の施設用地などへの税制上の優遇措置については、国において課税の公平性などの観点から議論がなされております。県といたしましては、国における議論を注視するとともに、必要な要望は行っております。

次に、農業体験農園についてでございます。

体験農園は都市農地を有効に活用する手法であり、都市住民の憩いの場となる農業理解の促進などのメリットもございます。このため、県では、農林振興センターが農園開設や運営面での指導・助言を行っております。JAなども、農業者がやりがいをもって農業経営に取り組めることから、体験農園の設置を支援しております。今後とも、農業団体と連携し、農業体験型農園に対する支援を行っております。

【環境部長】

御質問5「都市農業の振興と地域との共生について」のうち、生産緑地問題についてお答えを申し上げます。

平成29年12月末時点で、県内には37の市において7,030地区、あわせて1,706ヘクタールの生産緑地地区が指定されております。これらの生産緑地は、都市部における農地としても、また貴重な緑地としても重要な役割を果たしております。

こうした中、新たに特定生産緑地制度が創設され、生産緑地の面積要件も緩和されたことは、都市部の緑を保全する上でも意味のあることだと受け止めております。県では既に、昨年7月に生産緑地地区を指定している全市を対象とした説明会を開催し、今般の制度改正の内容について周知を図っております。また、説明会の後も個別の相談に対して、丁寧に対応してまいりました。

現在、特定生産緑地への優遇税制を盛り込んだ税制関連法案が国会に提出されております。県としましては、国の動向を注視しつつ情報を収集し、再度説明会を開催するなど、税制上の取扱いも含めた最新の情報を提供してまいります。また、個別の相談にも引き続き丁寧に対応し、全ての関係市が今回の制度改正に基づく業務を円滑に進めることができるよう、支援してまいります。

【教育長】

御質問5「都市農業の振興と地域との共生について」お答えを申し上げます。

まず、「教育現場での農業体験の取組実績と今後の推進策について」でございます。

県内全ての小中学校で、「埼玉県みどりの学校ファーム」を活用しており、地域の方々の支援などを得ながら農業体験を実施しております。子供たちからは、体験活動を通じて、「収穫までに多くの手間がかかり、農家の方々の苦勞と知恵がわかった」「稲作を体験して、食べ物の大切さを学ぶことができた」などの感想が寄せられております。子供たちが農業体験をすることは、大変、有意義でございますので、今後も、関係部局と連携し、市町村に対して優良事例の紹介や情報提供を行い、農業体験の充実を図ってまいります。

次に、「学校給食における地場産物の活用実績と今後の推進策について」でございます。平成29年度の本県調査において、市町村立学校の学校給食における地場産物の使用状況は、食品数の割合で23.8%となっております。使用率の高い市町村では、農協や地元生産者と協力して、必要な食材と必要量を計画的に確保するなどの工夫をしております。今後も、市町村に対して、地場産物の活用の向上に効果的な事例を周知するなど、地場産物の使用割合を高めるよう働きかけてまいります。

6、県産材及びCLT（直交集成板）の活用について

2010年の公共建築物等木材利用促進法の成立から8年、全国各地で地域材を活用した公共木造建築物の整備が取り組まれています。山形県南陽市は、地元産材を12,413m³も使用した国内最大の木造耐火の文化会館を建設、昨年7月には東京都内で、木質ハイブリッド集成材による7階建てのオフィスビルが竣工しました。森林が二酸化炭素を吸収し炭素として蓄積することからも、市街地での木質化は、都市に森林をつくるものとして注目されています。

そこで最初に、木造技術の革新による大規模木造の可能性や都市の木質化など、新たな木材活用に対する知事の所見をお聞かせ下さい。本県の木材生産量は2016年度8万8千m³ですが、公共施設整備における県産材の利用実績は、県及び市町合わせても件数で54、木材使用量785m³と僅かです。県産材の思い切った活用で木材消費を増やすことが林業再生の決め手です。

そこで伺いますが、今後、県の公共施設整備には県産材を必ず活用すること、市町村に対して県産材活用を積極的に働きかけること。また、最新の木造技術とその活用について、県としてリーダーシップを発揮することについて、農林部長よりお答え下さい。

次にCLTの活用について伺います。CLTとは、板をタテヨコに張り合わせた集成板のことです。強く加工し易く、床や壁パネルとして活用され、国産木材の需要拡大、都市の木質化の促進、林業再生の切り札として注目されています。

党県議団は一昨年１１月、ＣＬＴを使って建設された高知県森林会館を視察いたしました。設計は県内の設計士チーム、施工も地元業者です。ＣＬＴによる使用木材だけでも３１６ｍ³と大量で、すべて地元材。林業の再生・産業振興への強い思いを感じました。

福島県では、ＣＬＴ工法の県内建築技術の確立と普及促進を目的に、復興公営住宅整備事業へのＣＬＴ採用を決め、現在、建設が進められています。ＣＬＴは、工期も短いことから共同住宅の建設に適しています。

そこで、本県としても、市町村や建設関係団体等を対象に、ＣＬＴの普及や技術指導など、研修を実施していただきたい。農林部長より答え下さい。

次に、都市整備部長に伺います。県営住宅の建替え工事にＣＬＴを活用することについて、まずはモデルとなる県営住宅の検討から始めていただきたい。お答え下さい。

【知事】

「県産材及びＣＬＴの活用について」のお尋ねでございます。

「伐って・使って、植えて、育てる」という森林の循環利用を推進するには、伐採した木材をいかに使うかが課題になっています。近年では燃えにくい木材製品や新しい建築方法が開発され、新国立競技場など大規模なものも含め多くの建築物で木材が使われています。

県でも県立武道館や農業大学校など、県産木材をふんだんに使った大規模木造建築物を建設してきました。県立武道館の大屋根にはスギと鉄板を組み合わせたハイブリッドの部材を採用し、１，０７５立方メートルの県産木材を使用しています。また、農業大学校の講堂の梁には強度の高い大きな断面の集成材を採用し、全体で１，０８１立方メートルの県産木材を使用しています。

木を使うことで、温かみがあり木の香りが漂う大変気持ちの良い空間が形成されます。議員からもお話がありましたように、技術革新により、木造建築物の可能性が更に広がるものと大いに期待をしています。今後とも、森林の循環利用を推進するためにも都市を含めた県内の建築物で木材利用を進めてまいります。

【農林部長】

御質問６「県産材及びＣＬＴ（直交集成板）の活用について」お答えを申し上げます。

まず、県の公共施設には県産材を必ず活用することについてでございます。県では平成１５年に「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」を策定し、２階建て以下の建物は

原則県産木材を使用することとしています。また、県庁内の１２部局３６課で構成する「彩の国木づかい促進連絡協議会」を設置し、木材利用を働きかけています。今後とも県の公共施設における県産木材利用を推進してまいります。

次に、市町村に対して県産材活用を積極的に働きかけることについてでございます。県は平成２２年に施行された公共建築物等木材利用促進法に基づく、「市町村の施設における木材利用方針」の策定を働きかけてまいりました。その結果、平成３０年２月末時点で６３市町村のうち５５市町村で策定されております。

川島町では新庁舎の内装木質化が、狭山市では公民館の木造化などの取組が行われております。引き続き未策定の市町村での方針策定と、全市町村での県産木材の利用を働きかけてまいります。

次に、最新の木造技術と活用について県としてリーダーシップを発揮することについてでございます。

県産木材の利用を進めるためには、関係する職員などが木を使うことの良さを理解するとともに、新製品、木造技術等への知識を深めることが必要です。そこで、県では市町村職員などを対象にして木造設計の手法等の研修を平成２９年度に４回開催いたしました。延べ１０７人の参加があり、好評だったことから、引き続きこうした研修を開催してまいります。

次に、市町村や建設関係団体等を対象にしたＣＬＴの普及や技術指導など研修を実施することについてでございます。ＣＬＴは木材利用の拡大につながると期待されており、県では市町村や関係団体と協力し、新しい木造技術の普及などを目的とした「埼玉県木造公共施設推進協議会」を平成２８年度に設立しました。

今月２８日には研修会を開催し、ＣＬＴの技術指導を行う予定となっております。今後も市町村や関係団体と協力しながらＣＬＴも含めた県産木材の利用を促進してまいります。

【都市整備部長】

御質問６「県産材及びＣＬＴ（直交集成板）の活用について」のうち、県営住宅の建て替え工事にＣＬＴを活用することについてお答えを申し上げます。

ＣＬＴは、木材の板を縦方向と横方向に接着材で貼り合わせたパネル状の建材で、軽量で強度があり、高い断熱性を有しております。一方、現段階では鉄筋コンクリート造りなどに比べて割高であり、また、県営住宅のように大規模な建築物に構造材として使う際には、耐火性能の確保などにも十分留意する必要があるとございます。

このため、県産材の利用促進に向け価格の動向も踏まえ、C L Tの使用箇所やその方法など、県営住宅へのモデル的な活用を検討してまいります

7、全国モデルとなる公立夜間中学校開校へ、県も全面的支援を

川口市は、埼玉県初となる公立夜間中学校を、当面、市立県陽高校の校舎を使用して2019年4月に開校し、その後、JR蕨駅に近い旧芝園小学校の敷地に、新校舎を建設して移ると発表、今春にも基本設計に入る見込みです。県民の願いが大きく一歩踏み出しました。川口市は、学齢期を過ぎた未就学者・卒業生の学び直し・外国籍の方など、市内に限らず県内在住者を受け入れる意向です。すでにニーズ調査も終わり、川口市長は200人規模の開校を目指すと表明、広く門戸を開く方向性も示されました。こうした川口市の姿勢に応え、県も全面的に支援していただきたい。そこで教育長に伺います。

第1に、現在も埼玉県は夜間中学開校に向け、5か国語でのポスター・ビラを作成して周知に努めてはいますが、さらに地域、対象と規模を広げて、周知を徹底していただきたい。

第2に、今後は学齢期にある不登校生徒などに門戸をひらくよう検討すべきです。

第3に、外国籍の方や学び直しの方など様々な困難をかかえた生徒たちの拠り所となれるよう、語学の支援員はもちろん、ATやスクールカウンセラーなど積極的に加配をすべきと考えます。県主導で加配する決意をお示してください。

第4に、生活に困難を抱える生徒の支援も重要です。通学定期の購入、就学援助の受給など是非、可能とすべきです。以上4点、答弁を求めます。

川口市長は「全国モデルとなるような公立夜間中学にしたい」と、その意気込みを示しています。また、「自主夜間中学の経験を活かしたい」とも述べています。この埼玉初の公立夜間中学は、「埼玉に夜間中学を作る会」と「川口自主夜間中学」の30年以上にわたる、ボランティアによる献身的な活動の成果と言えます。そこには、今後の運営にとって学ぶべき財産が溢れています。この「作る会」と「自主夜間中学」が蓄積してきた経験とノウハウを生かすべきではないでしょうか。そうしてこそ、全国モデルとなる公立夜間中学が可能となると考えます。

そのためには、県における設置に向けた協議体に、これらの会にメンバーとして参画してもらうべきです。教育長の答弁を求めます。

【教育長】

御質問7「全国モデルとなる公立夜間中学校開校へ県も全面的支援を」についてお答えを申し上げます。

まず、「地域や規模を広げ、県内への周知を徹底していくこと」についてでございます。今年度、県では、東京都内の夜間中学校に通う生徒が多く居住する川口市を含めた12市に対し、ポスターやリーフレットを活用し、県内初となる夜間中学校開校へ向けた広報活動を行ってまいりました。来年度は、県内全域を対象に、ポスターやリーフレットの配布に加え、学校説明会を実施して、幅広く周知していく予定でございます。

次に、「今後は、学齢期にある不登校生徒などに門戸を開くことを検討すること」についてでございます。

川口市に開校する夜間中学校の入学要件については、川口市教育委員会が判断し決定することとなります。県といたしましては、学齢期にある生徒の在籍について、国や他の都道府県の夜間中学校の動向を適切に川口市教育委員会に情報提供してまいります。

次に、「語学の支援員やスクールカウンセラーなど積極的に配置すべきである」についてでございます。

夜間中学校には、幅広い年齢層や様々な国籍、学習履歴の異なる方々が入学を希望することが予想されるため、細やかで丁寧な対応が必要になると考えております。そこで、県といたしましては、まず来年度、開校へ向けた様々な準備を行うための人的支援を予定しているところでございます。開校後の人的支援につきましては、今後川口市教育委員会と協議を進めてまいります。

次に、「生活に困難を抱える生徒への支援も必要であり、通学定期の購入や就学援助の受給などを可能とすること」についてでございます。

就学援助制度は、学校教育法により学齢期の生徒を対象としているため、学齢期を過ぎた生徒は援助の対象外となります。ただし、公立夜間中学校は教育基本法に基づく義務教育であることから、生活保護を受けている場合は教育扶助が適用となり、通学定期や学用品等の購入費用が支給対象となります。

最後に「県における設置に向けた協議体に、「埼玉に夜間中学を作る会」や「川口自主夜間中学」をメンバーとして参画してもらうこと」についてでございます。

「埼玉に夜間中学を作る会」や「川口自主夜間中学」の皆様の長年の経験から培ったノウハウを学ぶことは大切であると感じております。そこで、県といたしましては、過日、「夜間中学校に係る民間団体との連絡会」を開催し、両団体を含めた民間団体の皆様か

ら、多くの御意見をいただいたところでございます。

今後も、民間団体の皆様から、意見を聞く場を設定するとともに、川口市や関係市町村との連携を一層深めながら、平成31年4月の夜間中学校開校に向けた支援を進めてまいります。

【村岡県議再質問要旨】

2団体のノウハウを生かすためにも十分に話を聞くということについては意見は一致しているが、県庁に呼びつけて話を聞くというスタンスではなく、きちんとした協議体に加えて、その経験とノウハウを生かしてもらおうということをやってほしいという私の質問に正面からお答えいただきたい。

【教育長】

御質問7「全国のモデルとなる公立夜間中学校開校へ県も全面的支援を」についての再質問にお答えを申し上げます。

教育機会確保法に基づき、民間の団体の方々も含めた協議会につきましては、努力義務とされておりまして、協議会に近い検討組織を設けることも考えられると文部科学省は言及をしております。本県におきましては、関係市町村連絡協議会や民間団体との連絡会等の会議を設置しておりまして、必要に応じて見直しを図りつつ、既存の会議を活用し、川口市への支援を進めていきます。

なお、会議を開催する場所等によりまして、県庁に呼びつけていると関係団体の方に受け止められているとしましたら、それは大変申し訳なく思いますので、お詫びを申し上げます。

8、子ども食堂へ県として適切な支援を

安倍政権は、児童扶養手当や生活保護母子加算の削減など、ひとり親家庭への経済的支援を大きく後退させています。シングルマザーの多くは、ダブルワークなど過酷な労働に追い込まれ、子どもたちがまともに食事のできない状況も生まれています。

そのような中、全国で子ども食堂が立ち上げられ、本県でも83か所に広がっています。

私は先日、川口市内の子ども食堂を見学させていただきました。地域の集会所の畳部屋で、10人ほどの小中学生が、ボランティアとともに手作りのお昼ご飯を食べ、食後はおしゃべりです。穏やかな時間が流れ、子どもにも大人にも居心地のよい場所です。

子ども食堂は、食事の提供を入口に、地域の人たちがつながり、様々な困難を抱えている子どもたちのコミュニティとなっています。県としても適切な支援を行って欲しいと思います。

そこでまず、食品衛生に関わり伺います。子ども食堂は、地域のボランティアが月1回から4回ほど数十人の参加者に食事を提供するのが一般的ですので、食品衛生法上の「営業許可」の対象とはならないと思います。しかし、食中毒やアレルギー事故を防止するための食品衛生の指導は重要です。今後も、子ども食堂は広がる見込みだけに、私は、最低限の食品衛生指針は必要になると考えます。

そこで、県として、子ども食堂における食品衛生について、今後、どう取り組むつもりか、保健医療部長の答弁を求めます。

次に、円滑な運営について伺います。子ども食堂には、行政や地域の理解と協力が不可欠です。そこで県として、子どもや福祉に関わる市町村職員への研修を積極的に推進していただきたい。当初予算には「彩の国子ども応援ネットワークづくり」が計上されていますが、ネットワークづくりを全自治体に広げるべきです。福祉部長の答弁を求めます。

【保険医療部長】

御質問8「子ども食堂へ県として適切な支援を」についてのお尋ねのうち、「子ども食堂の衛生管理」について、お答えを申し上げます。

子ども食堂の活動には、飲食店が行うものや、地域の方が公民館で行うもの、有志のグループが自宅で行うものなど様々な形態があります。このため、保健所では、食事提供の頻度や数、対象者の範囲、調理を行う場所など、活動の形態を詳細に聞き取り、その形態に応じた衛生管理について指導を行っております。指導にあたっては、安全を確保する上で最低限必要な衛生管理について、食品衛生法施行条例の基準に沿って説明しております。

また、聞き取りの結果、食事提供の回数や食数が多く、継続性がある活動については、安全確保のため、営業許可が必要な場合もございます。今後も、子ども食堂の規模や運営形態に応じた細やかな説明に努め、食中毒などの事故防止を目的に、食品衛生の観点からしっかりと支援してまいります。

【福祉部長】

御質問8「子ども食堂へ県として適切な支援を」のお尋ねのうち、子ども食堂の円滑な

運営についてお答えを申し上げます。まず、子供や福祉に関わる市町村職員への研修についてでございます。

県では、昨年8月に市町村や市町村社会福祉協議会の職員などを対象に子供の貧困や子ども食堂に関する研修を行いました。来年度は、市町村職員や子ども食堂に関わる方などを対象に、子ども食堂をはじめ、子供の居場所づくりに関する先進事例を学ぶ研修会の実施を予定しております。子ども食堂の円滑な運営には市町村の協力は欠かせませんので市町村職員などに対する研修を引き続き積極的に行ってまいります。

次に、ネットワークづくりを全自治体に広げることについてでございます。

本年1月に子ども食堂に関するフォーラムを開催し、子ども食堂を運営している団体や子ども食堂を支援したいと考えている団体などに参加いただき、交流の時間を設け関係者同士のネットワークづくりを図りました。来年度はこうしたフォーラムを全県を対象としたもののほか地域を絞った形でも開催したいと考えております。

これには、市町村職員などにも参加していただき、地域における関係者の連携を深めたいと考えております。今後とも子ども食堂の円滑な運営のため地域におけるネットワークづくりを支援してまいります。

9、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）の養成を

今、全国的に、地域のまちなみを形成する古民家や土蔵、町屋など昔からの建築物の多くが、その価値の埋もれたまま取り壊されています。こうした歴史的建造物の保存活用の専門知識をもった建築士等を、ヘリテージマネージャーと呼び、今、その活動が期待されています。古民家を現在のライフスタイルに合わせて改修し、地域と連携して住民の憩いの場へと再生するなど、修理及び活用の提案はじめ、登録文化財調査も行います。国も、ヘリテージマネージャーの養成に力を入れ、文化庁は資格取得の講習に対する補助金制度として、地域文化遺産活性化事業を行っています。調べたところ、2016年では37都道府県において、ヘリテージマネージャー養成講習会が実施され、その内20府県において、文化庁の補助金制度が活用されています。埼玉県は養成講習会に取組んでいませんが、2016年度から県内の建築士団体が、ヘリテージマネージャー養成講習会を始めました。運営の財源は、受講料と団体の負担で賄っているとのこと。ところで私は、2013年度から文化庁補助金を活用して、養成講習会を実施している大阪府に聞いてみました。担当職員さんからは、「補助金の申請は難しいものではありませんよ」「埼玉県が実施計画書をつくって申請すれば採択されるはずですよ」とのアドバイスでした。

そこで教育長に質問です。ヘリテージマネージャーの養成については、埼玉の地域遺産の保全と活用の促進として、県政の自らの課題としてとらえるべきではありませんか、文化庁の補助金制度を活用し、県が主体となってヘリテージマネージャーの養成に本腰を入れていただきたいと思います。答弁を求めます。

【教育長】

御質問9「ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）の養成を」についてお答えを申し上げます。

本県では、これまで歴史的建造物の保存と活用については、県や地元市町村の教育委員会が中心となって、文化財保護審議会の委員など建築関係の有識者と連携して、取り組んでまいりました。一方、歴史的建造物の消失を食い止め、まちづくりの核として活用していくためには、その担い手を、地域の住民や専門家集団等に拡充していくべきという考え方が広まりつつあり、本県もそのような考え方を踏まえる必要がございます。

今後、各市町村による域内の文化財を総合的に保存活用するためのマスタープランの策定を県として支援することとしており、その中においてもヘリテージマネージャーが活用できる場面は多いと考えられます。県といたしましては、文化庁の補助金制度も活用できるよう、ヘリテージマネージャーの養成について研究を深めてまいります。

以上